

研究課題：学校健診を契機に受診した眼科器質疾患の検討

1. 研究の目的

学校健診で眼科的異常が発見され、当院に受診される患者様は多くいらっしゃいます。その中には眼鏡処方などのみで対応される屈折異常のほか、手術などの治療が必要になる器質疾患が見つかるケースもあります。

今回私たちは学校健診で異常を指摘された小児における器質疾患の種類及びその数を検討し、今後の診療に役立てるための研究を企画しました。

2. 研究の方法

当院眼科で2017年1月1日から2020年12月31日までに学校健診を契機に受診された患者様が対象となります。

受診時の年齢、性別、初診時の視力、屈折値（遠視、近視、乱視度数）などの情報を調べまとめます。

3. 研究期間

倫理委員会で承認された後から 2024年3月31日

4. 研究に用いる資料・情報の種類

学校健診で指摘された項目と、その後の経過をカルテの記載から、患者様の眼科臨床所見・治療内容等を調べまとめます。画像（個人情報は一切含まない）が論文内に掲載されることがあります。

5. 外部への資料・情報の提供、研究成果の公表

この研究で得られた結果は、医学雑誌などに公表されることがありますが、患者様の名前など個人情報は一切わからないようにしますので、プライバシーは守られます。また、この研究で得られたデータが本研究の目的以外に使用されることはありません。

6. 研究組織

研究機関：地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター

研究責任者：眼科 医員 尾原 祐樹

研究分担者：眼科 科長 神部 友香

：眼科 医師 真弓 京

7. お問い合わせ先・研究への参加を希望しない場合の連絡先

研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内

で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。
また、資料・情報が当該研究に用いられることについて患者様もしくは患者様の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、2023年9月10日まで下記の連絡先へお申出ください。その場合でも患者様に不利益が生じることはありません。

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立小児医療センター
医事担当（代表 048-601-2200）